

# 鈴鹿中央総合病院実習生受け入れに関する規定

## (趣旨)

第1条 この規定における「実習生」とは、医師、薬剤師、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、歯科衛生士、臨床心理士、看護師、助産師、及びその他病院の業務に従事する者の養成を目的とする学校等（以下「学校等」）が、その養成する学生又は生徒（以下「実習生」）に必要な知識、技術を習得させるため、鈴鹿中央総合病院（以下「当院」）において、病院実習（以下「実習等」）を希望する場合、実習等が円滑適正に実施されるよう、その受け入れについて必要な事項を定めるものとする。

## (実習等の申請及び許可)

- 第2条 学校等の長は、当院において実習生に実習等をさせようとするときは、文書により院長に申請しなければならない。
- 2 学校等の長から前項の申請がなされ、当院の業務に支障がないと認められ、かつ、その実習等の効果があると認められる場合は、院長が受け入れを許可するものとする。
  - 3 学校等の長は、前項の規定により実習生の受け入れが許可された場合は、実習等にかかる誓約書（任意様式）を速やかに院長宛に提出しなければならない。
  - 4 実習生は抗体価測定（麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎）を実施し、結果報告書（「別添 1」または実習生毎の一覧表でも可）を当院に提出しなければならない。但し、ワクチン接種に関しては任意とするが、接種することが望ましいとする。  
結果報告書の提示が必要な人の範囲  
・病棟・診療ブースに立ち入り、患者等と直接の接触を伴う実習生等  
（患者と直接接しない場所での短時間見学は該当しません）
  - 5 実習中の書類は、各部署管理者が管理し、実習終了後総務課で保管する。  
（実習後 5 年間は総務課にて保管する）

## (実習等の期間における義務等)

- 第3条 実習等の期間においては、実習生は院長又は院長の指名する当院職員（以下「院長等」）の指示に従い実習等を行うものとする。
- 2 実習生の実習等の期間においては、当院の就業規則及び個人情報取扱規程等を準用するものとし、実習生はこれを遵守しなければならない。
  - 3 学校等が実習等の責任者を派遣した場合は、その責任者は院長等の指示に従い実習生を指導、監督するものとする。
  - 4 実習等の期間においては、実習生及び実習等の責任者は必ず名札を着用すること。

## 附則

### (施行期日)

1. この規程は、令和 3 年 6 月 25 日から施行する。